

参考資料 1

大学ポートレート運営会議(第15回)
令和3年9月22日
～令和3年9月29日
【書面開催】

大学入試のあり方に関する検討会議 提言 (該当箇所 (p. 43-44) 抜粋)

大学入試のあり方に関する検討会議

令和3年7月8日

目次

本検討会議の設置の経緯と審議の経過	- 1 -
第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性	- 2 -
1. 大学入学者選抜に求められる原則	- 2 -
2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方	- 4 -
3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化	- 6 -
4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性	- 8 -
第2章 記述式問題の出題のあり方	- 10 -
1. 記述式問題の意義・必要性	- 10 -
2. 大学入学共通テストへの記述式問題の見送りの段階で指摘された課題	- 11 -
3. 記述式問題に関する出題の実態や大学の意見	- 12 -
4. 記述式問題の出題推進の考え方	- 14 -
5. 記述式問題の出題の推進策	- 15 -
6. 高等学校・大学における教育の充実	- 17 -
第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方	- 19 -
1. 総合的な英語力の育成・評価の意義	- 19 -
2. 「大学入試英語成績提供システム」の見送りの段階等で指摘された課題	- 21 -
3. 英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見	- 23 -
4. 総合的な英語力評価の推進の考え方	- 25 -
5. 総合的な英語力評価の推進策	- 27 -
6. 高等学校・大学における総合的な英語教育の充実	- 29 -
第4章 地理的・経済的事実、障害のある受験者への合理的配慮等への対応	- 32 -
1. 現状と施策の基本的な方向性	- 32 -
2. 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件等への配慮	- 33 -
3. 障害のある受験者への合理的配慮の充実	- 36 -
第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜	- 37 -
1. 令和6年度実施の大学入学者選抜に向けて	- 37 -
2. 秋季入学等の学事暦・修学年限の多様化・柔軟化に対応した大学入学者選抜のあり方	- 39 -
3. 総合型選抜・学校推薦型選抜の推進	- 40 -
4. 大学入学者選抜におけるデジタル化の推進	- 41 -
5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制	- 43 -

5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

(1) 各大学の入試情報の公表

- 第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」(受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保)に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。
- このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図(あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。)、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

(2) 文部科学省による選抜区分ごとの大学入学者選抜実態調査の定期的実施・公表・分析

- 本検討会議は、選抜区分ごとの詳細な実態調査を行い、データに基づく丁寧な議論を行ってきたが、第1章で整理したように、今後もデータやエビデンスを重視した意思決定を行うことが重要であり、そのためには普段より実態を調査しておくことが必要である。このため、今般実施したような文部科学省による大学入学者選抜の実態調査については、大学の負担にも留意しつつ、大学入試政策立案の基礎的な資料として、専門家の助言に基づき、定量的な把握の充実を含めて調査票の改善を図りつつ、大規模な調査を定期的に行うとともに、特に必要な調査は毎年度実施することが適当である。

(3) 大学入学者選抜等の改善に係る好事例の公表及びインセンティブの付与

- これまで述べてきた記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受入れ、入学後の教育との連動や文理融合等の観点からの出題科目の見直し、入学時期や修学年限の多様化への対応など、大学入学者選抜と大学教育の一体的な改革については、他大学の模範となる先導的な取組を推進することが重要であり、ペナルティを課すという方法ではなく、積極的な取組を促進・評価する観点から、推進策を講じる必要がある。
- このため、既に述べたように、上記(2)で把握した客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し公表するとともに、認証評価や高等教育の修学支援新制度の機関要件に係る教育活動の情報公表、大学ポートレート等の既存の様々な枠組みにおいても、大学入学者選抜の改善状況や優れた取組が適切に公表され、社会から評価される方策を講じることが有益と考えられる。
- さらに、上記の好事例の認定も適切に活用しつつ、インセンティブの付与を検討すべきである。例えば、国立大学については、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての検討状況も踏まえ、優れた取組も促進・評価することができるよう検討すべきである。私立大学については、私学助成のうち、特色ある取組や大学改革を推進する支援スキームを活用し、評価項目の見直し等により、他の模範となる優れた取組を促進することを検討すべきである。また、公立大学については、好事例の認定結果を設置者や設立団体に対し、法人(大学)評価や資源配分の参考に活用することができる旨通知することを検討すべきである。